

## 参考データ・資料

(2010年度の年度目標関係)

# 第72回労働政策審議会職業安定分科会

平成22年5月12日(水)

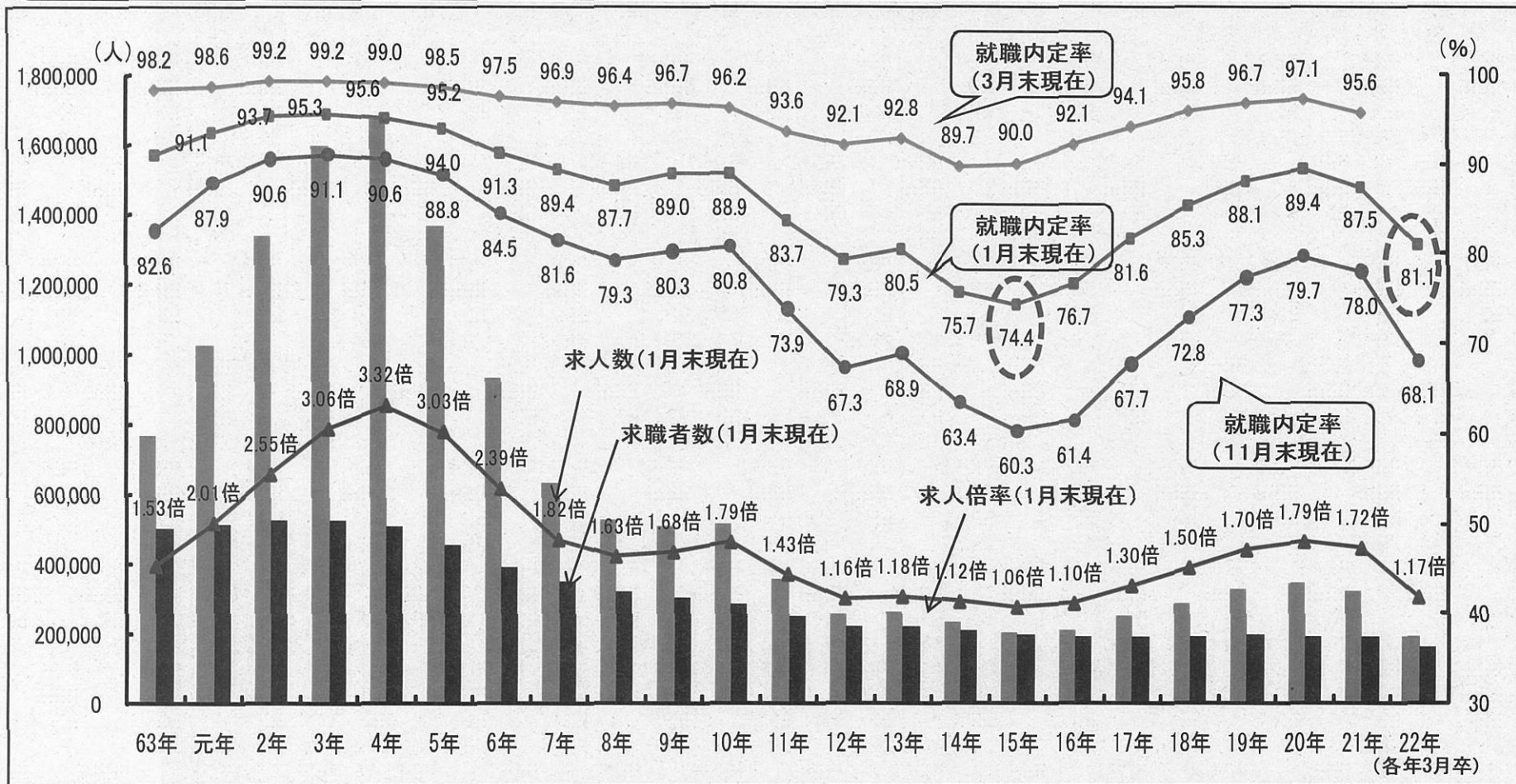
## 職業安定局

### 目次

|     |                   |      |
|-----|-------------------|------|
| I   | 若年者雇用対策           | p.1  |
| II  | 高齢者雇用対策           | p.5  |
| III | 緊急人材育成支援事業による職業訓練 | p.7  |
| IV  | 就職支援プログラム事業       | p.8  |
| V   | マザーズハローワーク事業      | p.9  |
| VI  | 生活保護受給者等就労支援事業    | p.10 |

# 新規高校卒業者の求人・求職状況の推移

- 今春の新規高卒者の就職環境は、引き続き非常に厳しい状況（1月末現在）。
- ・ 就職内定者数は13万1千人で、11月末から1万7千人増加。前年同期に比べ19.4%減少。
  - ・ 就職内定率は81.1%で、11月末から13.0ポイント上昇。前年同期を6.4ポイント下回る。
  - ・ 求人倍率は1.17倍となり、11月末から0.12ポイント上昇。前年同期を0.55ポイント下回る。



(資料出所) 職業安定業務統計

(注) 求職者数とは、学校又は公共職業安定所の紹介を希望する者の数

# 新規学卒者に対する就職支援の強化

## ◎ 高卒・大卒就職ジョブサポーターの緊急増員による就職支援体制の強化

(平成21年度第2次補正予算：2.5億円、平成22年度予算：29億円)

- 高卒・大卒就職ジョブサポーターを活用し、学校訪問等により未内定者の把握、求人開拓・求人情報の提供、個別の職業相談・職業紹介等の就職支援を実施。

|              |      | 緊急雇用対策（平成21年10月23日） | 緊急経済対策（平成21年12月8日） |
|--------------|------|---------------------|--------------------|
| 高卒就職ジョブサポーター | 474人 | 532人（+58人）          | 779人（+247人）        |
| 大卒就職ジョブサポーター | 56人  | 86人（+30人）           | 149人（+63人）         |
| 合計           | 530人 | 618人（+88人）          | 928人（+310人）        |

## ◎ 新卒者体験雇用事業の創設 <2月から開始、雇入れ開始は卒業後> 【新規】

(平成21年度第2次補正予算：制度要求、平成22年度予算：3.7億円)

- 未就職卒業者を対象に1ヵ月の体験雇用（有期雇用）を受け入れた事業主に対して奨励金（月8万円）を支給する制度を創設。）

## ◎ 「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充 <4月から開始> 【新規】

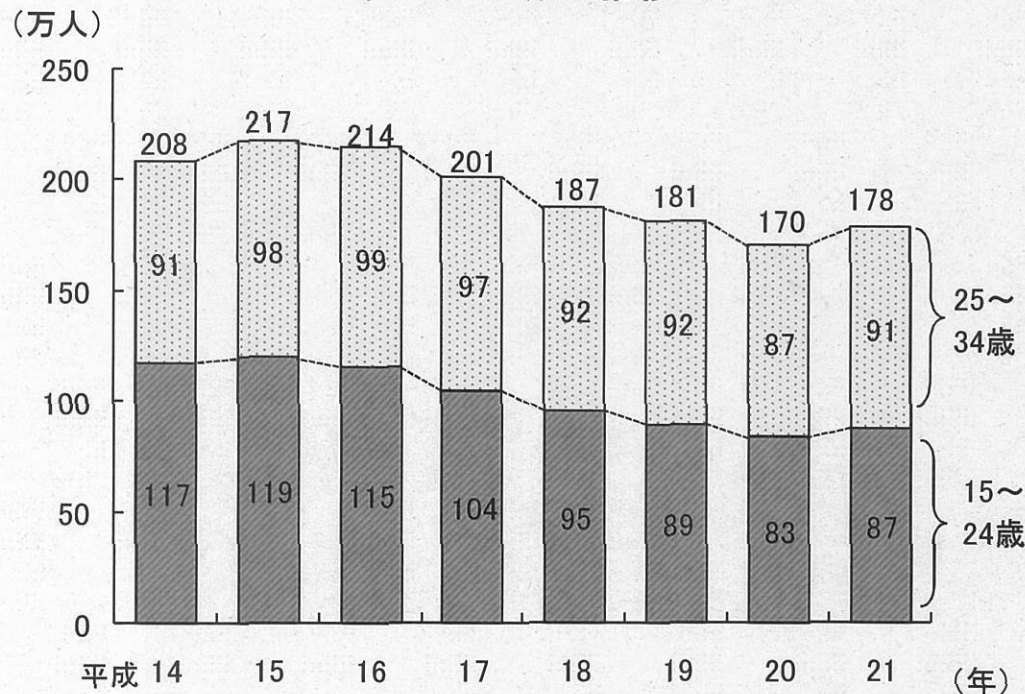
(緊急人材育成支援事業の内数で対応)

- 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け訓練コースを設置
  - 社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種での短期間の体験機会等を提供。（訓練期間：標準6ヶ月）
- 訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充
  - 世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障 10万円／月

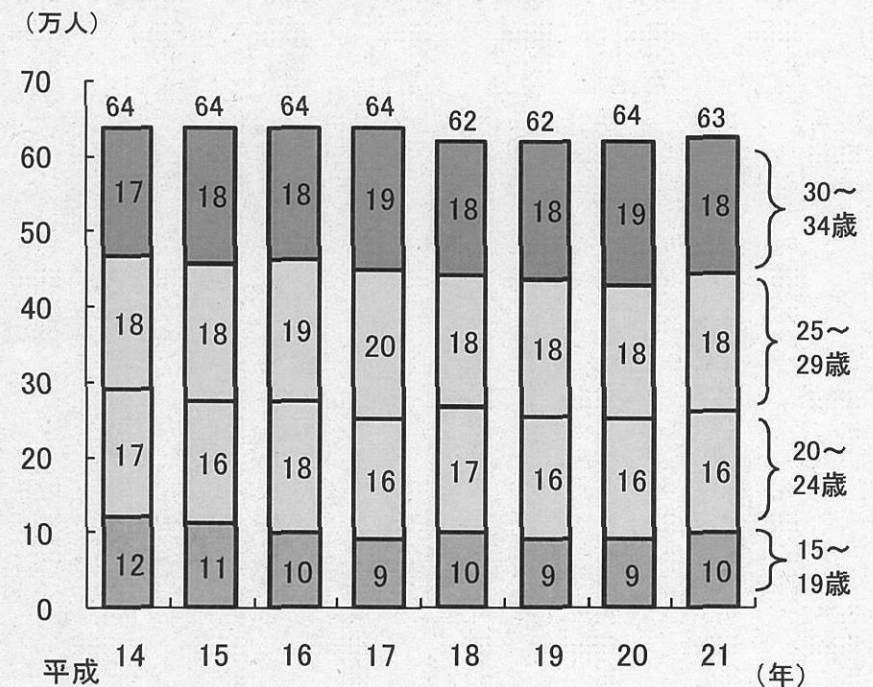
# フリーター・ニートの推移

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(平成15年)をピークに 5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加。(平成21年178万人)
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人強の水準で推移。(平成21年63万人)

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注)「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

## フリーター等正規雇用化プラン

(平成21年度)

⇒ 約28.3万人<sup>(※1)</sup>の正規雇用<sup>(※2)</sup>を実現 [速報値<sup>3月末現在</sup>]  
(うちハローワーク紹介によるもの 約25.6万人(90%))

### ○ハローワークにおけるフリーター等常用就職支援事業等

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

### ○ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称・ジョブカフェ)において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。〔平成21年4月1日現在 46都道府県87カ所〕(40都道府県でハローワークを併設)

### ○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人4万円、最大3ヶ月)の活用や、年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給(中小企業1人100万円、大企業1人50万円)により、正規雇用化を促進。

### ○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

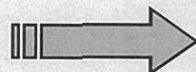
※1 各種事業の実績について重複調整を行った数値

※2 各種支援の実績は期間の定めのない雇用に限る

# 高年齢者雇用対策施策体系

## 主な取組の例

### ① 60歳台の雇用確保



- 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

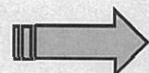
※ 定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施(現在64歳)

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合44.6%

- 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進  
(定年引上げ等奨励金の拡充等)

- 「70歳まで働ける企業の割合」 16.3%  
(何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合)

### ② 高年齢者等の再就職促進



- 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

- 高年齢者等の早期再就職の実現  
(試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金の拡充等)

### ③ 多様な就業・社会参加の促進



- シルバー人材センター事業による臨時的・短期的な就業機会の確保の促進

# 希望者全員が65歳まで働ける企業及び 70歳まで働ける企業の普及・促進

## 施策の方向

### 希望者全員が65歳まで働ける企業及び70歳まで働ける企業の実現

現状：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合：44.6%（平成21年6月1日現在）  
「70歳まで働ける企業」の割合：16.3%（平成21年6月1日現在）

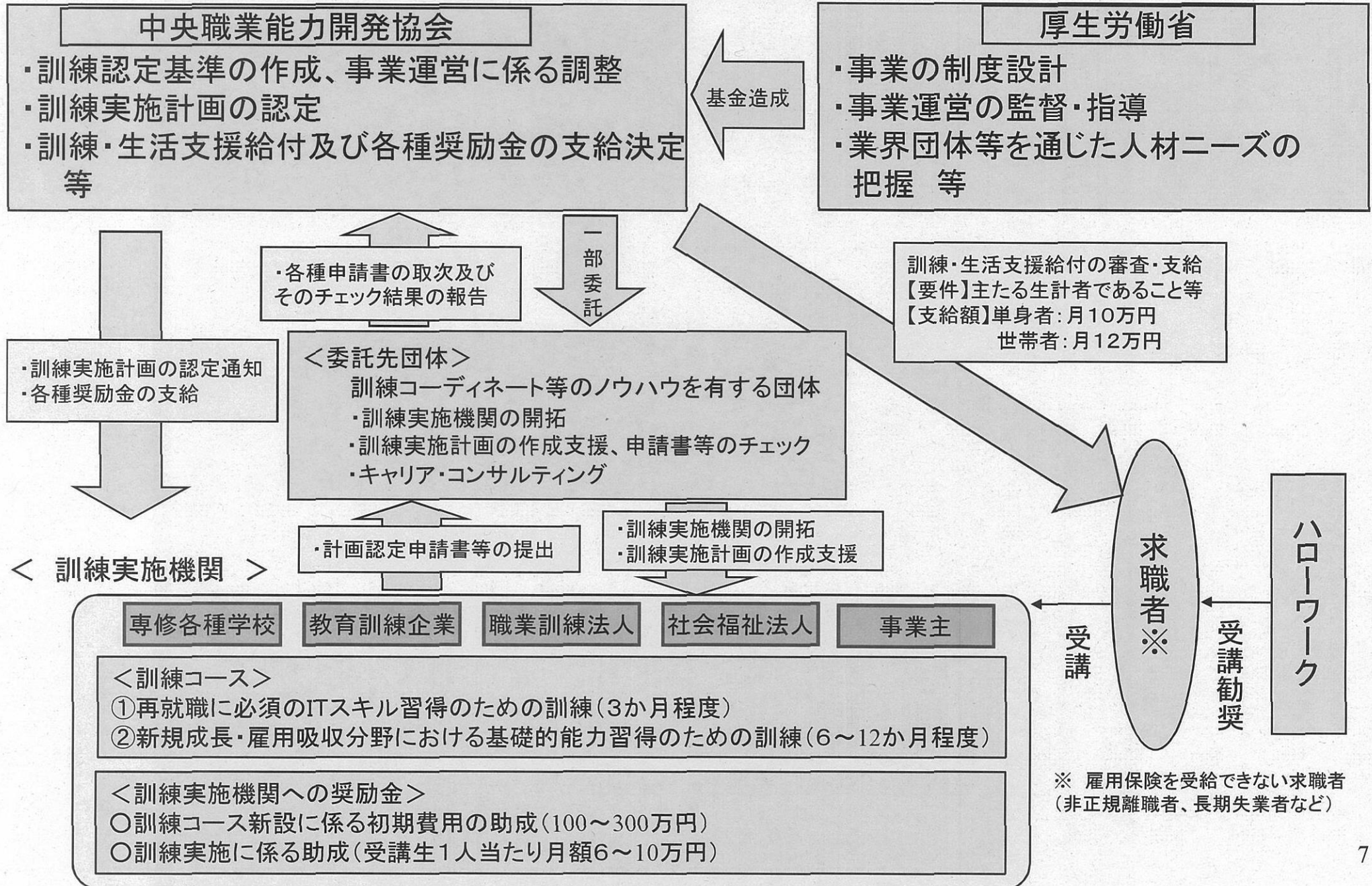


目標：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成22年度末を目途に50%  
「70歳まで働ける企業」の割合を平成22年度末を目途に20%

## 具体的な施策

1. 高年齢者の雇用に積極的な企業に対する公共職業安定所と高齢・障害者雇用支援機構のアドバイザー等の連携による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の導入に向けた相談・支援の実施
2. 「70歳まで働ける企業」創出事業の実施  
希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の導入について、地域の代表的な企業が実践的に取り組むことによる地域の取組の気運の醸成を図る
3. 定年引上げ等奨励金
  - ① 中小企業定年引上げ等奨励金（取組内容や企業規模に応じて、10～160万円）  
65歳以上定年引上げ、70歳以上継続雇用制度、契約期間の切れ目のない65歳以上継続雇用制度等の導入や、勤務時間の多様化に取り組む事業主に対して支給。
  - ② 高年齢者雇用モデル企業助成金（上限500万円）  
65歳までの安定した雇用の確保と70歳まで働ける企業の創出のため、職域の拡大、処遇改善、高年齢者を積極的に活用する取組を行うモデル的な取組を実施した事業主に対して支給。
  - ③ 高年齢者雇用確保充実奨励金（上限500万円）  
参加企業における65歳定年企業等、「70歳まで働ける企業」への取組（雇用確保措置の導入を含む。）を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した事業の成果に応じて支給。

# 緊急人材育成支援事業の概要



## 就職支援プログラム事業の概要

### 1 趣旨・概要

早期就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、これらの者の離職後早期の再就職を図るため、早期就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。

### 2 支援内容

- ① 原則として毎週1回面談を行い、セミナーの受講、求人への応募時期等今後の活動の進め方等について方向付けを実施。
- ② 担当する受給者の希望条件を丁寧に把握し、既存の求人の中からその求職者に合った求人を選定。条件に合うものがない場合は、求職者の情報を求人者に提供しつつ個別求人開拓を実施
- ③ 履歴書・職務経歴書の個別添削、面接シミュレーション

### 3 実績(平成20年度)

|                |          |
|----------------|----------|
| 再就職支援プログラム開始者数 | 105,228件 |
| 就職率            | 76.4%    |

### 4 配置人数(平成22年度)

|                |      |
|----------------|------|
| 就職支援ナビゲーター配置人数 | 805人 |
|----------------|------|

# マザーズハローワーク事業の概要

## 概 要

### マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。  
※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

### マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(20年度60箇所、21年度40箇所の計100箇所)を設置。
- ・22年度においては、更に全国に15箇所を設置。

\* 平成22年度設置のマザーズコーナー15箇所を含め、163箇所を整備

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

### ○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介による総合的かつ一貫した支援の実施

### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

### ○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

# 生活保護受給者等就労支援事業の概要

